

母子家庭の母の就業や就学を支援

母子家庭の母の就業や就学を支援するための各種事業を行っています。いずれも事前に相談が必要です。

自立支援教育訓練給付金事業

医療事務やヘルパーなど、適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合に給付金を支給します。なお、受講前に申請し、対象講座の指定を受ける必要があります。

対象 市内に住所があり、次の全ての要件を満たす母子家庭の母

- 児童扶養手当の受給者あるいは同様の所得水準の人
- 受講開始日に雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない人
- 当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められる人

支給額 かかった費用の20パーセント(4,000円を超えて10万円まで)



高等技能訓練促進費等事業

看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に高等技能訓練促進費と入学支援修了一時金を支給します。

対象 市内に住所があり、次の全ての要件を満たす母子家庭の母

- 児童扶養手当の受給者あるいは同様の所得水準の人
- 養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- 仕事または育児と修業の両立が困難であると認められる人
- 過去に同給付金を受けたことがない人
- 同じ趣旨の給付金(雇用保険法第24条に定める訓練延長給付や緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金など)の受給資格のない人

▶ 高等技能訓練促進費

支給額

● 平成24年3月末までに入学した人

市民税非課税世帯は14万1,000円、市民税課税世帯は7万500円を毎月支給

● 平成24年4月から平成25年3月末までに入学する人

市民税非課税世帯は10万円、市民税課税世帯は7万500円を毎月、最長3年間支給

▶ 入学支援修了一時金

対象 平成20年4月から平成25年3月末までに入学した人

支給額 市民税非課税世帯は5万円、市民税課税世帯は2万5,000円を修了後に支給

一人親家庭に小学校入学祝品を支給

対象 市内に居住する一人親家庭など(母子・父子家庭など)で、今春小学校に入学する子どもと生計を同じくする養育者

支給内容 図書カード5,000円分を後日郵送

申し込み 印鑑(スタンプ印を除く)と、津市福祉医療費受給資格証または児童扶養手当証書(児童扶養手当全額支給停止の人は支給停止

通知)または戸籍謄本を持参し、こども家庭課または各総合支所市民福祉課(福祉課)へ

申込期間 4月2日(月)～27日(金)



問い合わせ こども家庭課 ☎229-3155 ☎229-3334 各総合支所市民福祉課(福祉課)